○財務省告示第二百十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十五年度の初日から平成二十五年五月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十五年六月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十五年度の初日から平成二十五年五月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	○・三トン
二	○トン
三	○トン
四	五、三二四トン
五	一九五トン
六	○トン
七	四トン
八	一トン
九	三、六二九トン
一○	二五三トン
一一	一二六トン
一二	一五、四五二トン
一三	一、○○六、四三九トン
一四	二二九、九五四トン
一四の二	九四、一九一トン
一五	三三トン
一六	一、九八二トン
一七	一六、六九九トン
一八	二、○二三トン
一九	一七三トン
二○	一二○トン
二一	五、八五五トン
二二	二八四トン
二三	一二二トン
二四	三トン
二五	○トン
二六	一○六トン
二七	一、三七五トン
二八	一・○トン
二九	七九トン

○財務省告示第二百十一号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十五年度の初日から平成二十五年五月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十五年六月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十五年度の初日から平成二十五年五月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　四万三千四百十七トン

二　冷凍牛肉　五万七千三百七十六トン

○財務省告示第二百十二号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十五年度の初日から平成二十五年五月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十五年六月二十八日

財務大臣　麻生　太郎

平成二十五年度の初日から平成二十五年五月三十一日までの豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　十一万七千四百七十六トン

二　生きている豚及び豚肉等　十一万七千四百七十九トン

○文部科学省告示第百二十号

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五十一条の規定に基づき認定した次の通信教育について、社会通信教育規程（昭和三十七年文部省令第十八号）第十一条の規定に基づき、定款及び代表者を変更する旨の届出があったので、同規程第八条の規定により、その通信教育の実施者の名称及び代表者の変更を告示する。

平成二十五年六月二十八日

文部科学大臣　下村　博文

実施講座及び関係告示	実施者の名称	代表者	変更の時期
法律講座民法課程（昭和四十四年文部省告示第二百五十八号）	（新名称）一般財団法人日本通信教育学園（旧名称）財団法人日本通信教育学園	（新代表者）田中　英弥（旧代表者）田中　英雄	平成二十五年四月一日
日商簿記検定講座（3級コース）（平成三年文部省告示第五十三号）			
日商簿記検定講座（2級コース）（平成五年文部省告示第八十八号）			

○文部科学省告示第百二十一号

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五十一条の規定に基づき認定した次の通信教育について、社会通信教育規程（昭和三十七年文部省令第十八号）第十一条の規定に基づき、定款を変更する旨の届出があったので、同規程第八条の規定により、その通信教育の実施者の名称の変更を告示する。

平成二十五年六月二十八日

文部科学大臣　下村　博文

実施講座及び関係告示	実施者の名称	変更の時期
電験三種講座（昭和二十六年文部省告示第十三号）	（新名称）一般社団法人日本電気協会（旧名称）社団法人日本電気協会	平成二十五年四月一日
機械設計製図講座（昭和三十九年文部省告示第五号）	（新名称）一般財団法人中央工学校生涯学習センター（旧名称）財団法人中央工学校生涯学習センター	平成二十五年四月一日
建築講座設計製図課程木造コース（昭和六十年文部省告示第百十一号）		
トレース講座（昭和五十二年文部省告示第八十一号）		
土地家屋調査士講座（昭和四十七年文部省告示第三十一号）		
宅地建物取引主任者講座（昭和四十八年文部省告示第百十五号）		
漢字検定ゼミナール（平成七年文部省告示第二十二号）		